

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年10月28日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【電話番号】 (03) 6402 - 2700

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 インベスコ・ニッポン新興成長株ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

インベスコ・ニッポン新興成長株ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社であるインベスコ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

格付

取得していません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

取得の申込受付日の基準価額 とします。

ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に「新興成長」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。

「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成21年10月29日から平成22年10月27日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

受益権の取得申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、申込代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。

継続申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込代金の利息

申込代金には利息を付しません。

日本以外の地域における発行

行いません。

クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用

ありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

ファンドに関する照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6402-2700

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金550億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

| 商品分類項目 | | 商品分類の定義 |
|-----------|------------------------|---|
| 単位型・追加型の別 | 単位型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| | 追加型投信 | |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | |
| | 内外 | |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 債券 | |
| | 不動産投信 その他資産 資産複合 | |

* 当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

| 属性区分項目 | | 属性区分の定義 | |
|-----------|-----------|--|---------|
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの | |
| | (一般) | | |
| | (大型株) | | |
| | (中小型株) | | |
| | 債券 | | |
| | (一般) | | |
| | (公債) | | |
| | (社債) | | |
| | (その他債券) | | |
| | (クレジット属性) | | |
| 不動産投信 | | | |
| その他資産 | | | |
| 資産複合 | | | |
| (資産配分固定型) | (資産配分変更型) | | |
| 決算頻度 | 年1回 | 目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの | |
| | 年2回 | | |
| | 年4回 | | 年6回(隔月) |
| | 年12回(毎月) | | 日々 |
| | その他 | | |

| | | | |
|------------|---------|--------|--|
| 投資対象 地域 | グローバル | 日本 | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 北米 | 欧州 | |
| | アジア | オセアニア | |
| | 中南米 | アフリカ | |
| | 中近東（中東） | エマージング | |

*当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

1。

インベスコ・ニッポン新興成長株ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として成長力が高いと見込まれるわが国の中小型上場株式（上場予定を含みます。）に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。

2。

わが国の新興市場（ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等）¹ 上場銘柄を中心に、成長性溢れる新興成長企業²の株式に投資を行います。

1 ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレスは、ジャスダック証券取引所、東京証券取引所、大阪証券取引所がそれぞれ開設している、主にベンチャー企業を対象とした株式市場です。

2 「新興成長企業」とは、比較的近年に上場され、今後高い利益成長が見込まれる企業を指します。なお、事業構成の変化や外部環境の変化などにより、今後高い利益成長が見込まれる企業等も含まれます。

3。

銘柄の選定にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより高い利益成長が見込まれる企業の中から、成長性を勘案した株価の割安度などを考慮します。

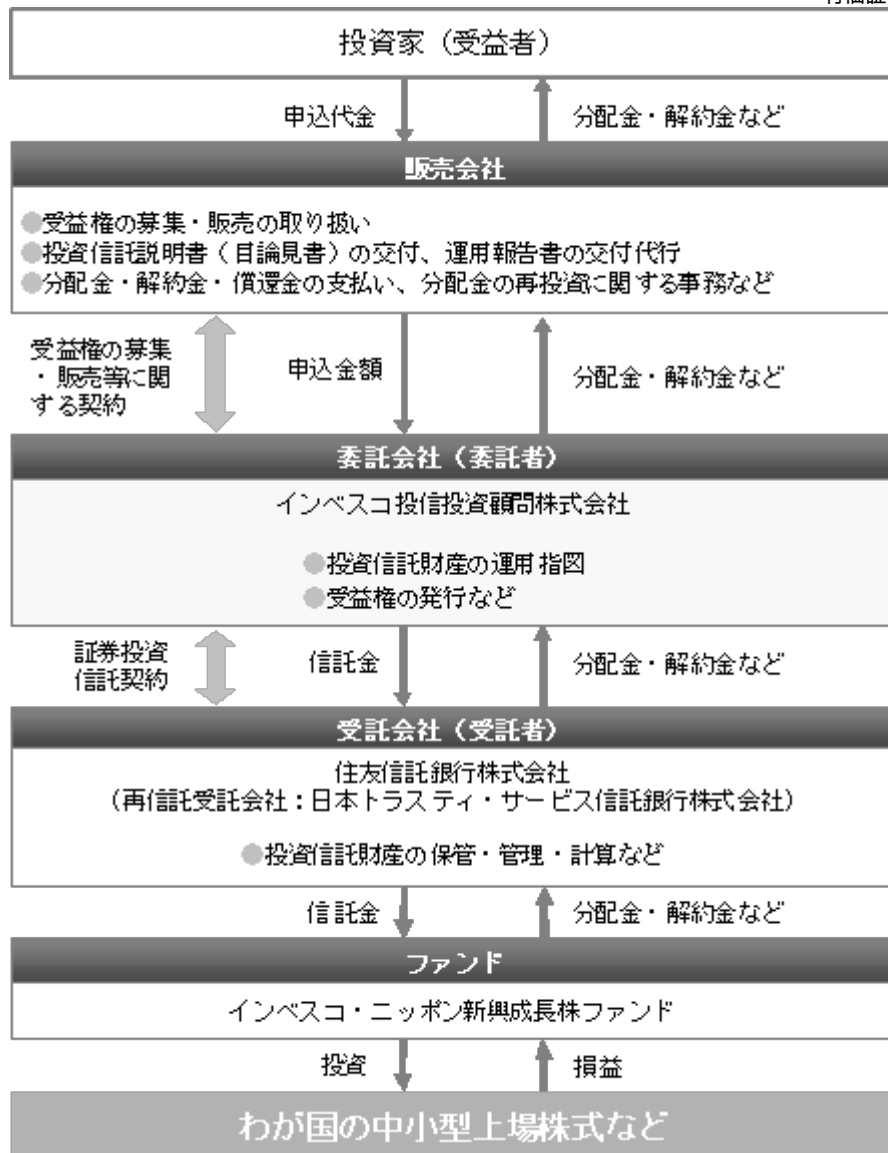
4。

株式の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|---|---|
| 委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社 | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
| 受託会社 住友信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。 |
| 販売会社 | 受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。 |

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

| | |
|------------------------------------|--|
| 受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約 | 信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。 |
| 販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約 | 受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・解約金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。 |

[次へ](#)

委託会社等の概況

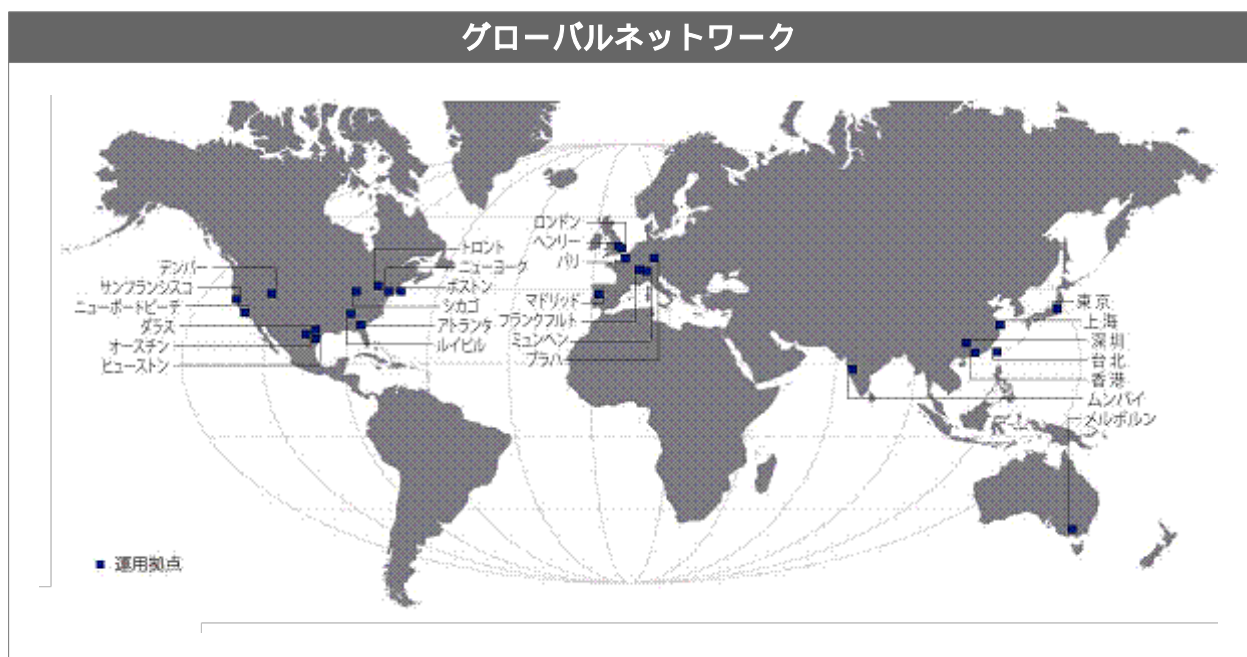
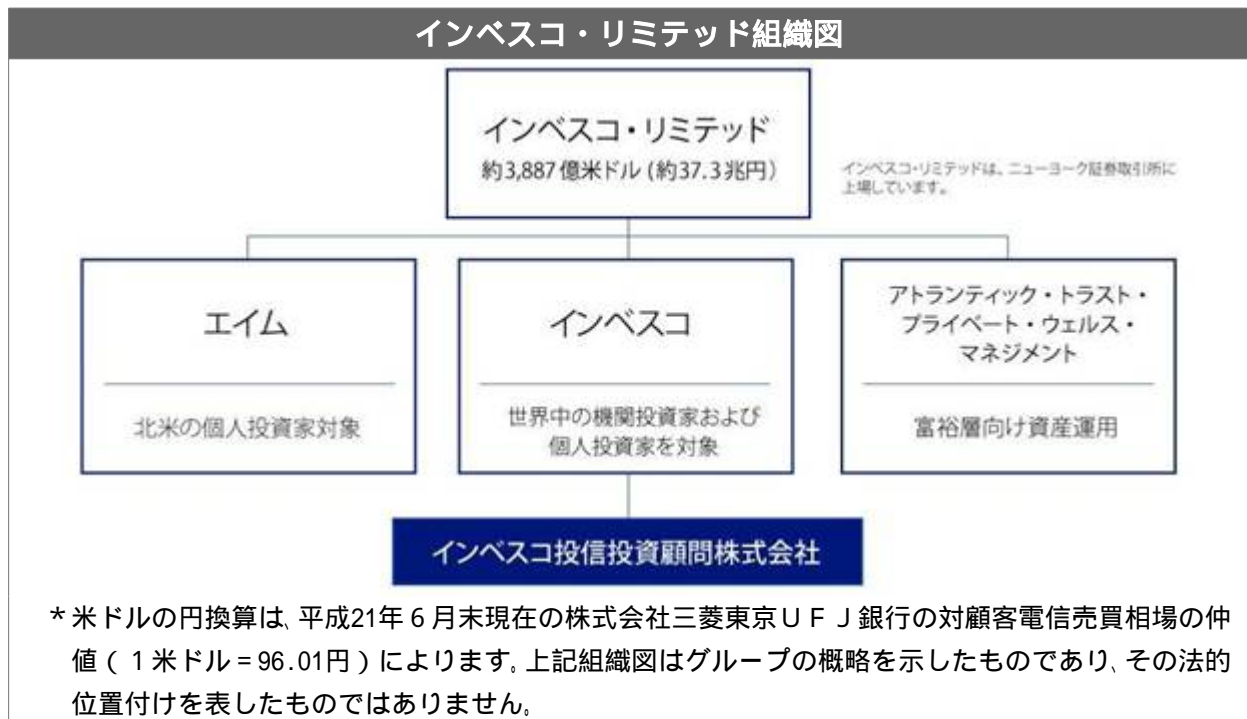
- a . 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b . 加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c . 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d . 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー25階
- e . 資本金 480百万円（平成21年8月31日現在）
- f . 沿革
- 昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
- 昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
- 平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立
- 平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託
- 平成7(1995)年 公的年金の運用を受託
- 平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
- 平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

g . 大株主の状況（平成21年8月31日現在）

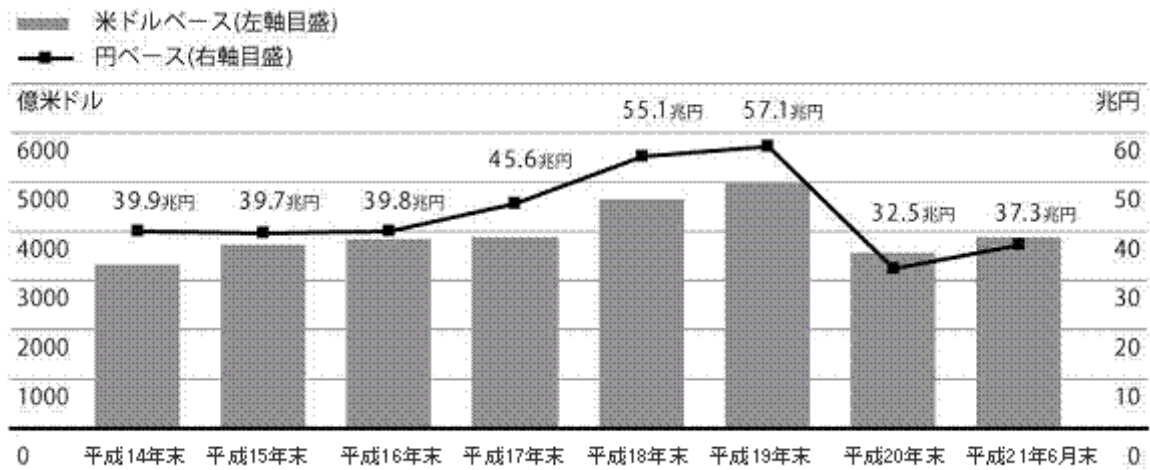
| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|-------------------------|----------------------------------|--------|------|
| インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド | 英国ロンドン市フィンズベリースクウェア 30番地EC2A 1AG | 9,600株 | 100% |

h. 委託会社の属する企業グループについて（平成21年6月末現在）

委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。



運用資産残高の推移



* 米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドのねらい

次代を担う新興成長企業

日本のように成熟した国においても、社会・経済の構造は大きく変化し続けています。このような環境下においては、中小型企业を中心とする新興成長企業群が次代の日本の発展を担っていくことが期待できます。

特に新しい手法によって需要を創出していく、あるいは新しく発生した需要に応えていく新興の成長企業群が活躍できる分野はますます広がっています。

当ファンドはこのような「将来の主力株」たる新興成長株に投資を行うことで、中小型企业から大型株への成長を収益化することにより、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。

主な投資態度

- ・主として成長力が高いと見込まれるわが国の中小型上場株式（上場予定を含みます。）に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とします。
- ・わが国の新興市場（ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレス等）上場銘柄を中心に、成長性溢れる新興成長企業の株式に投資を行います。
- ・銘柄の選定にあたっては、ボトムアップ・アプローチにより高い利益成長が見込まれる企業の中から、成長性を勘案した株価の割安感などを考慮します。
- ・株式の組入比率は、原則として高位に保つことを基本とします。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- ・資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに不適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの投資戦略

将来の主力株に投資

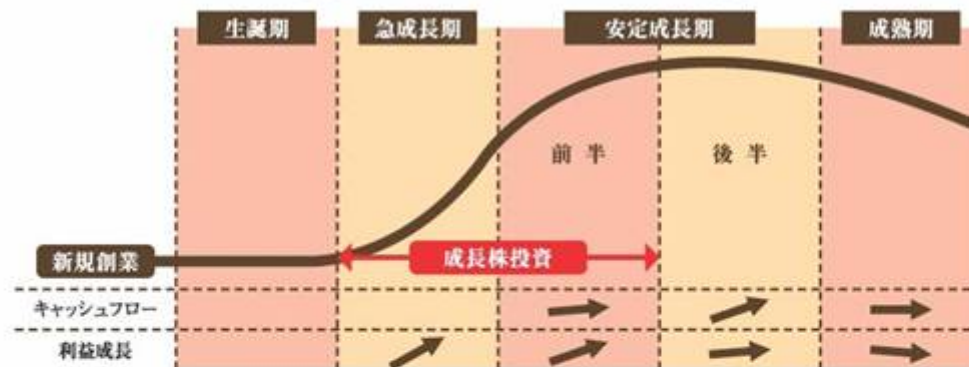
徹底した利益成長性の追求

中小型株から大型株への成長の収益化

継続的な高い利益成長によって、主として新興市場から比較的早く東証一部へ上場していくと見込まれる企業に中長期的に投資します。

一般的に、中小型株が大型株に成長していく局面が、企業のライフサイクルの中で最も成長力が高く、株式市場でも脚光を浴びる時期であると考えます。こういった局面に集中投資することによってリターンを最大化するのが成長株投資の狙いです。

III 企業のライフサイクル III



相撲に例えると

前頭・小結が関脇→大関→横綱へと出世していく過程において、実力・人気ともに変化率が大きくなり人々の関心が高くなります。



上記は説明のためのイメージ図であり、実際とは異なることがあります。

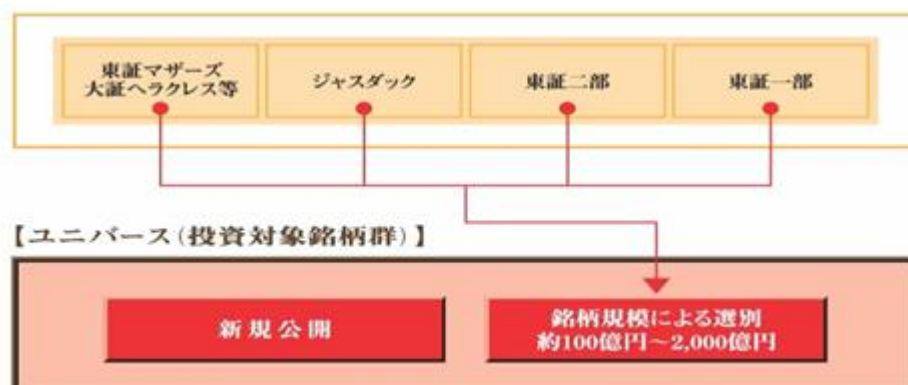
ファンドの運用プロセス

運用プロセス

| | | |
|---------------|-------------|---|
| Step 1 | ユニバースの選定 | <ul style="list-style-type: none"> ■時価総額約100億円～2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄を対象に分析 ■利益率、成長率などにより調査対象を約700社に絞込み |
| Step 2 | リサーチ | <ul style="list-style-type: none"> ■調査対象銘柄を会社訪問、ロードショー（新規公開時に経営陣が資産運用会社等に直接訪問して行う企業説明）などによって詳細に分析 |
| Step 3 | コアウォッチ銘柄の決定 | <ul style="list-style-type: none"> ■分析結果を用いて投資会議で議論 ■約100～150銘柄のコアウォッチ銘柄を決定 |
| Step 4 | ポートフォリオの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ■コアウォッチ銘柄の中から、割安度、成長銘柄の分析指標などを考慮して、約40～70銘柄でポートフォリオを構築 |
| Step 5 | メンテナンスと見直し | <ul style="list-style-type: none"> ■保有銘柄は、最低四半期ごとに企業訪問などの調査・分析を実施 ■一定の売却基準（成長性や競争優位性に変化が生じたときなど）を基にポートフォリオの見直しを実施 |

Step 1 ユニバース（投資対象銘柄群）の選定

時価総額約100億円～2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄をユニバースとします。



Step 3 コアウォッチ銘柄の決定

当ファンドの銘柄選択では、以下の3点を重視します。

【コアウォッチ銘柄選定の基準】

| | | |
|---------------------------|---|---------------------------|
| ポイント1 | ポイント2 | ポイント3 |
| 常に主導権をもって ビジネスを拡大できる企業 | 経済環境に左右されず、社会的なニーズ の変化に対応した商品・サービスを提供 できる企業 | 株主資本が効率的に事業 に投下されている企業 |

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a．有価証券
- b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限りません。）
- c．約束手形
- d．金銭債権

投資対象とする有価証券（信託約款第16条第1項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）

- q．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 s．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 t．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a．の証券または証書ならびにl．およびq．の証券または証書のうちa．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．からf．までの証券ならびにl．およびq．の証券または証書のうちb．からf．までの証券の性質を有するもの、ならびにn．に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m．の証券およびn．の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

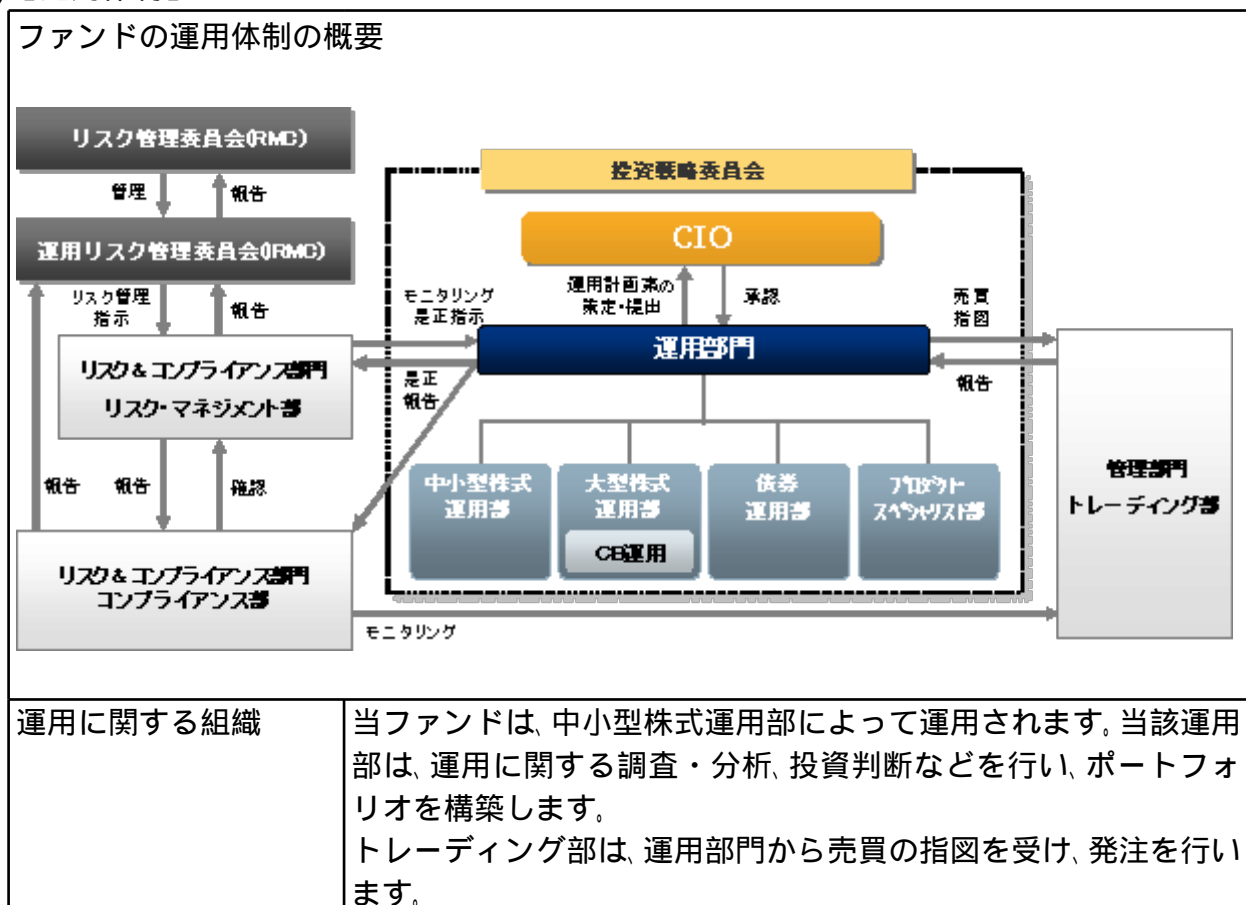
投資対象とする金融商品（信託約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a．預金
 b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 c．コール・ローン

前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することができるものとします。

(3) 【運用体制】



| | |
|--------------------|--|
| 内部管理および意思決定を監督する組織 | リスク・マネジメント部(2～3名程度)は、ファンドの運用リスク分析・モニタリングを行い、その結果を運用リスク管理委員会、コンプライアンス部および運用部門に報告します。 運用リスク管理委員会(10名程度)は、リスク・マネジメント部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 *詳しくは、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。 |
| 運用に関する社内規定 | ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。 |
| ファンドの関係法人に対する管理体制 | 受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。 |

上記運用体制における組織名称などは、平成21年8月31日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日

年1回の7月30日(同日が休業日の場合は翌営業日)。

分配方針(信託約款 運用の基本方針 3. 収益分配方針)

委託会社は、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含む利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b. 分配方針

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配(信託約款第40条)

a. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費¹および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用²および当該諸費用にかかる消費税等相当額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

1 諸経費とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じです。

2 諸費用とは、監査費用、法律顧問および税務顧問への報酬、受益権の管理事務に関連する費用等、有価証券届出書・有価証券報告書・半期報告書・臨時報告書・目論見書・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面および運用報告書の作成・印刷・交付・届出または提出にか

かる費用、受益者に対してする公告にかかる費用をいいます。以下同じです。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費および当該諸経費にかかる消費税等相当額、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金の支払い

a．「分配金再投資コース」

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

b．「分配金支払いコース」

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。

* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。

* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されず。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

a．株式への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2．運用方法(3)投資制限 ）

株式への投資割合には制限を設けません。

b．外貨建資産への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2．運用方法(3)投資制限 ）

外貨建資産への投資は行いません。

c．投資する株式等の範囲（信託約款第19条）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所¹に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

1 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」といいます。以下同じです。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d．同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款第20条）

イ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．委託会社は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新

株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

e．新株引受権証券等への投資制限（信託約款第16条第4項）

委託会社は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

f．投資信託証券への投資制限（信託約款第16条第5項）

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

g．同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第21条）

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債²の時価総額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

h．信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．投資信託財産の一部解約等の事由により前ロ．の売り付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

i．先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

イ．委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。以下同じ。

()先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

()先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項に掲げる金融商品で運用し

ている額(以下「金融商品運用額」といいます。)の範囲内とします。

()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、当「i. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

()先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第16条第2項に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

()先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の範囲内とします。

()コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「i. 先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

j. スワップ取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第24条)

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

k. 金利先渡取引の運用指図・目的・範囲(信託約款第25条)

イ. 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間

を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

ニ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとし、

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとし、

1．有価証券の貸し付けの指図および範囲（信託約款第26条）

イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

()株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、

()公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとし、

ロ．前イ．の()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、

ハ．委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとし、

m．有価証券の売却等の指図（信託約款第31条）

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

n．再投資の指図（信託約款第32条）

委託会社は、前m．の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

o．資金の借入れ（信託約款第33条）

イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

ロ．前イ．の資金借入額は、次の()から()に掲げる要件を満たす範囲内の額とし、

()一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受け取りの確定している資金の額の範囲内

()再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

()借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

ハ．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ．再投資にかかる分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から分配金が発行される日からその翌営業日までとします。

ホ．借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

a．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b．同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数

ロ．当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、国内の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入していません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

| | |
|---------------------------------|---|
| 株価の変動リスク (価格変動リスク・ 信用リスク) | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。 |
| 中小型株式への投資リスク | 中小型株式は、大型株式と比較して、相対的に発行企業が小規模もしくは新興企業になります。また、一般的に業績変化率が高いことから、株価が大きく変動し、組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落することがあります。 |
| 新興市場上場株式への投資リスク | 新興市場（ジャスダック、東証マザーズ、大証ヘラクレスなど）上場株式については、東京証券取引所第一部上場株式などと比較して、発行企業が小規模もしくは新興企業であり、業績変化率が高く市場の流動性も低い場合が多いことから、株価が大きく下落し、基準価額が下落することがあります。 |
| 流動性リスク | 流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量を売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。 |

基準価額のその他の変動要因

| | |
|-----------------------|--|
| 解約資金手当によるリスク | 短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。 |
| コール・ローン等の相手先に関する信用リスク | コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。 |

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制の概要

| リスク管理体制の概要 | |
|-------------------|---|
| | |
| リスク管理委員会 (RMC) | 取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。 |
| 運用リスク管理委員会 (IRMC) | RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 * IRMCの構成メンバーは、コンプライアンス部長、運用部門担当役員、管理部門担当役員、リスク・マネジメント部長、プロダクト・サービス部長、オペレーション部長、各運用部ヘッドおよび議長が任命する者です。 |

関係部署の役割

| | |
|-------------|---|
| リスク・マネジメント部 | 資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析・モニタリングを行います。ファンドの信託約款や法令等で規定されている投資制限の遵守状況をモニタリングし、その結果をIRMCおよび関係部署に報告します。 また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。 |
|-------------|---|

| | |
|-----------|---|
| コンプライアンス部 | リスク・マネジメント部の業務遂行を監督します。リスク・マネジメント部が指示した是正につき、適切な処理が行われているか確認し、必要に応じてIRMCに報告します。 また、最良執行など売買取引をモニタリングします。 |
|-----------|---|

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

- 1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。
 - 2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。
 - 3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。
- 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

* 「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されません。

(3)【信託報酬等】

計算方法

毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.7535%（税抜1.67%）を乗じて得た額を計上します。

信託報酬の配分

| 総額 | 年率1.7535%（税抜1.67%） | | |
|----|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 配分 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
| | 年率0.840% （税抜0.80%） | 年率0.840% （税抜0.80%） | 年率0.0735% （税抜0.07%） |

支払方法

毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸経費

a. 該当する費用

- ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 投資信託財産に関する租税

- ・信託事務の処理等に要する費用

b．計算方法等

運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。

c．支払方法

受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他諸費用

a．該当する費用

- ・監査費用
- ・法律顧問・税務顧問への報酬
- ・受益権の管理事務等に関連する費用
- ・有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷、交付、提出ならびに届出にかかる費用
- ・目論見書の作成、印刷、交付にかかる費用
- ・当ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用ならびに信託約款、信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出ならびに届出にかかる費用
- ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用

b．計算方法等

| |
|----------------------------|
| その他諸費用 上限固定率 |
| 純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%） |

委託会社は、その他諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払を投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

c．支払方法

毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

a．分配金に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選

択することも可能です。

b．解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

c．損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により、他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算することができます。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度は、適用されます。

個別元本について

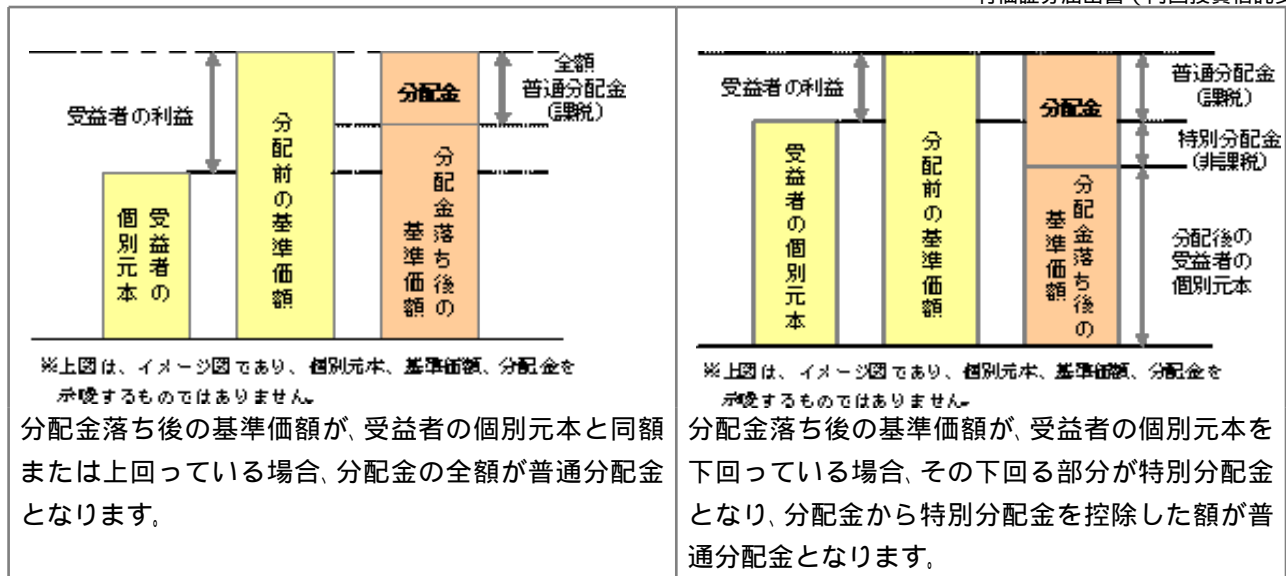
- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

| | |
|-------|-------|
| 普通分配金 | 特別分配金 |
|-------|-------|



課税上の取り扱いについては、税務専門家等にご相談ください。

ファンドに適用されている税制は、平成21年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成21年8月31日現在)

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 株式 | 日本 | 7,612,633,900 | 97.33 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | | 208,667,323 | 2.66 |
| 合計（純資産総額） | | 7,821,301,223 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(平成21年8月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (株式数) | 帳簿価額 単価(円) | 帳簿価額 金額(円) | 評価額 単価(円) | 評価額 金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|------|----|-------------|--------|-------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| 1 | 日本 | 株式 | 大幸薬品 | 医薬品 | 98,200 | 2,300.00 | 225,860,000 | 4,390.00 | 431,098,000 | 5.52 |
| 2 | 日本 | 株式 | 田中化学研究所 | 化学 | 125,700 | 1,710.00 | 214,947,000 | 3,060.00 | 384,642,000 | 4.92 |
| 3 | 日本 | 株式 | J Pホールディングス | 卸売業 | 213,300 | 1,440.00 | 307,152,000 | 1,770.00 | 377,541,000 | 4.83 |
| 4 | 日本 | 株式 | 第一精工 | 電気機器 | 78,300 | 2,470.00 | 193,401,000 | 4,190.00 | 328,077,000 | 4.20 |
| 5 | 日本 | 株式 | 楽天 | サービス業 | 5,531 | 61,200.00 | 338,497,200 | 56,200.00 | 310,842,200 | 3.98 |
| 6 | 日本 | 株式 | グリー | 情報・通信業 | 34,600 | 7,660.00 | 265,036,000 | 8,270.00 | 286,142,000 | 3.66 |
| 7 | 日本 | 株式 | 東洋電機製造 | 電気機器 | 305,000 | 802.00 | 244,610,000 | 819.00 | 249,795,000 | 3.20 |
| 8 | 日本 | 株式 | マースエンジニアリング | 機械 | 82,200 | 2,905.00 | 238,791,000 | 3,000.00 | 246,600,000 | 3.16 |
| 9 | 日本 | 株式 | ステラ ケミファ | 化学 | 51,500 | 3,359.51 | 173,014,988 | 4,380.00 | 225,570,000 | 2.89 |
| 10 | 日本 | 株式 | 日本マイクロニクス | 電気機器 | 125,600 | 1,704.00 | 214,022,400 | 1,660.00 | 208,496,000 | 2.67 |
| 11 | 日本 | 株式 | 日医工 | 医薬品 | 64,300 | 3,160.00 | 203,188,000 | 3,230.00 | 207,689,000 | 2.66 |
| 12 | 日本 | 株式 | 朝日インテック | 精密機器 | 125,500 | 1,042.26 | 130,804,385 | 1,619.00 | 203,184,500 | 2.60 |
| 13 | 日本 | 株式 | ヒラノテクシード | 機械 | 171,000 | 946.00 | 161,766,000 | 1,138.00 | 194,598,000 | 2.49 |
| 14 | 日本 | 株式 | ユニプレス | 輸送用機器 | 153,900 | 1,181.32 | 181,805,151 | 1,251.00 | 192,528,900 | 2.47 |
| 15 | 日本 | 株式 | あさひ | 小売業 | 55,700 | 3,140.00 | 174,898,000 | 3,350.00 | 186,595,000 | 2.39 |
| 16 | 日本 | 株式 | トーカロ | 金属製品 | 111,300 | 1,643.00 | 182,865,900 | 1,646.00 | 183,199,800 | 2.35 |
| 17 | 日本 | 株式 | フルヤ金属 | その他製品 | 17,800 | 8,209.75 | 146,133,609 | 10,200.00 | 181,560,000 | 2.33 |
| 18 | 日本 | 株式 | エヌ・ピー・シー | 機械 | 70,600 | 2,420.00 | 170,852,000 | 2,560.00 | 180,736,000 | 2.32 |
| 19 | 日本 | 株式 | ザインエレクトロニクス | 電気機器 | 854 | 247,000.00 | 210,938,000 | 210,100.00 | 179,425,400 | 2.30 |
| 20 | 日本 | 株式 | エフビコ | 化学 | 40,100 | 4,270.00 | 171,227,000 | 4,420.00 | 177,242,000 | 2.27 |
| 21 | 日本 | 株式 | ワコム | 電気機器 | 892 | 195,700.00 | 174,564,400 | 187,300.00 | 167,071,600 | 2.14 |
| 22 | 日本 | 株式 | データホライゾン | 情報・通信業 | 36,300 | 4,180.00 | 151,734,000 | 4,530.00 | 164,439,000 | 2.11 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-------------|--------|---------|------------|-------------|------------|-------------|------|
| 23 | 日本 | 株式 | 日本M & Aセンター | サービス業 | 404 | 350,993.16 | 141,801,240 | 394,000.00 | 159,176,000 | 2.04 |
| 24 | 日本 | 株式 | サイバーエージェント | サービス業 | 1,796 | 95,855.76 | 172,156,958 | 88,300.00 | 158,586,800 | 2.02 |
| 25 | 日本 | 株式 | カカクコム | サービス業 | 443 | 378,000.00 | 167,454,000 | 348,000.00 | 154,164,000 | 1.97 |
| 26 | 日本 | 株式 | 武蔵精密工業 | 輸送用機器 | 81,200 | 1,873.00 | 152,087,600 | 1,689.00 | 137,146,800 | 1.75 |
| 27 | 日本 | 株式 | 古河機械金属 | 非鉄金属 | 978,000 | 128.99 | 126,156,091 | 135.00 | 132,030,000 | 1.68 |
| 28 | 日本 | 株式 | SBIペリトランス | 情報・通信業 | 1,828 | 55,700.00 | 101,819,600 | 64,300.00 | 117,540,400 | 1.50 |
| 29 | 日本 | 株式 | 新日本科学 | サービス業 | 128,000 | 327.00 | 41,856,000 | 853.00 | 109,184,000 | 1.39 |
| 30 | 日本 | 株式 | エムティーアイ | 情報・通信業 | 500 | 213,900.00 | 106,950,000 | 217,100.00 | 108,550,000 | 1.38 |

業種別投資比率

| 業種 | 投資比率(%) |
|----------|---------|
| 電気機器 | 17.73 |
| サービス業 | 13.86 |
| 機械 | 11.31 |
| 情報・通信業 | 10.52 |
| 化学 | 10.06 |
| 医薬品 | 8.94 |
| 卸売業 | 4.82 |
| 輸送用機器 | 4.21 |
| 小売業 | 3.95 |
| その他製品 | 3.61 |
| 精密機器 | 2.59 |
| 金属製品 | 2.34 |
| 非鉄金属 | 1.68 |
| ガラス・土石製品 | 1.03 |
| 食料品 | 0.47 |
| 不動産業 | 0.12 |
| 合計 | 97.33 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1期計算期間(平成20年7月30日現在) | 11,960 | 11,960 | 0.7398 | 0.7398 |

| | | | | |
|-----------------------|--------|-------|--------|--------|
| 第2期計算期間(平成21年7月30日現在) | 7,177 | 7,177 | 0.6603 | 0.6603 |
| 平成20年8月末日 | 11,425 | - | 0.7102 | - |
| 平成20年9月末日 | 9,475 | - | 0.6082 | - |
| 平成20年10月末日 | 6,765 | - | 0.4562 | - |
| 平成20年11月末日 | 7,116 | - | 0.4896 | - |
| 平成20年12月末日 | 7,289 | - | 0.5138 | - |
| 平成21年1月末日 | 7,095 | - | 0.5131 | - |
| 平成21年2月末日 | 6,392 | - | 0.4777 | - |
| 平成21年3月末日 | 6,029 | - | 0.4736 | - |
| 平成21年4月末日 | 5,975 | - | 0.4859 | - |
| 平成21年5月末日 | 6,708 | - | 0.5705 | - |
| 平成21年6月末日 | 6,910 | - | 0.6203 | - |
| 平成21年7月末日 | 7,293 | - | 0.6715 | - |
| 平成21年8月末日 | 7,821 | - | 0.7412 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1期計算期間 | 0.0000 |
| 第2期計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1期計算期間 | 26.02 |
| 第2期計算期間 | 10.75 |

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

6【手続等の概要】

(1)申込（販売）手続等

申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金支払い」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

*「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに、取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

申込価額

取得の申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに、お支払いください。

a. 「分配金再投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

b. 「分配金支払いコース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2)換金（解約）手続等

換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに、換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の基準価額とします。

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して4営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

償還金の支払い

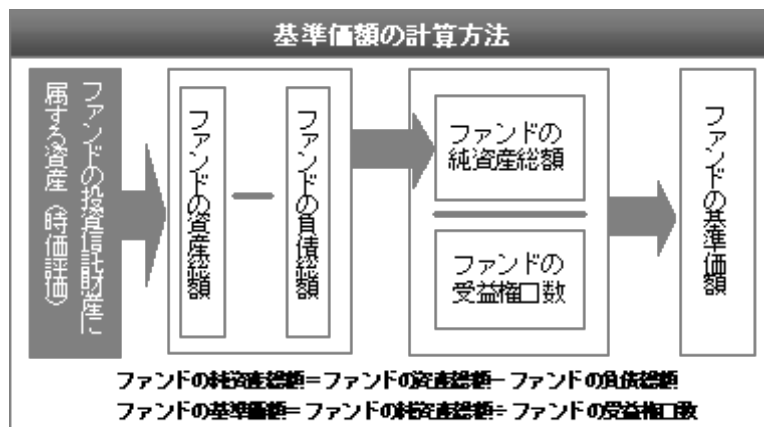
原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「新興成長」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社
 お問い合わせダイヤル 03-6402-2700
 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

主な投資資産の評価方法の概要

| 投資資産 | 評価方法 |
|------|------------------------------|
| 株式 | 原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。 |

(2)保管

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)信託期間

ファンドの信託期間は、平成19年7月31日から平成29年7月30日までとします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎年7月31日から翌年7月30日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 受益者の主な権利等

受益者は主な権利として、分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、受益権の換金（解約）請求権、反対者の買取請求権、受益権均等分割、帳簿閲覧権を有しています。

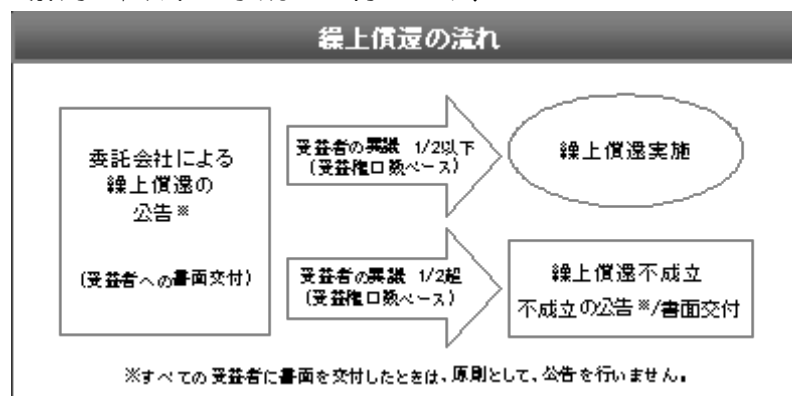
(6) その他

繰上償還

a. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、解約しようとする旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

なお、信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



b. 信託契約に関する監督官庁の命令

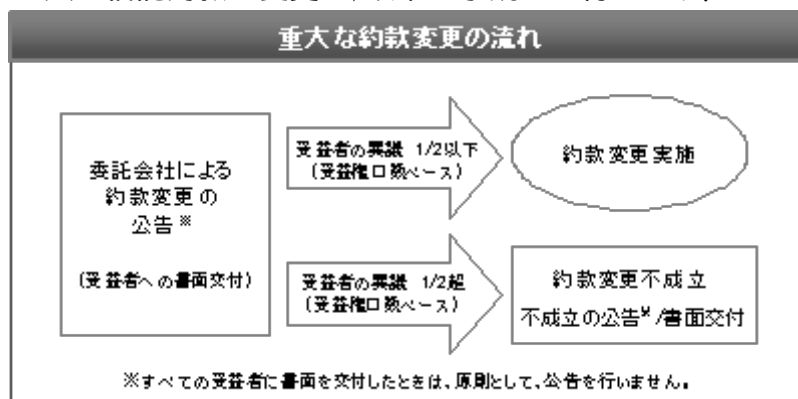
委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定に従います。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、変更しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

なお、その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。



反対者の買取請求

委託会社が前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとし、）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。

所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2【財務ハイライト情報】

*以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表からの抜粋を記載したものです。

*当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間及び第2期計算期間の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

インベスコ・ニッポン新興成長株ファンド

1【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1期 (平成20年7月30日現在) | 第2期 (平成21年7月30日現在) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 448,649 |
| コール・ローン | 419,424,982 | 289,977,508 |
| 株式 | 11,325,493,200 | 6,883,272,800 |
| 未収入金 | 402,702,924 | 113,017,246 |
| 未収配当金 | 13,708,750 | 8,102,800 |
| 未収利息 | 4,596 | 397 |
| 流動資産合計 | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |
| 資産合計 | | |
| | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 81,625,543 | 46,164,872 |
| 未払解約金 | 2,938,300 | 13,450,282 |
| 未払受託者報酬 | 4,757,455 | 2,353,457 |
| 未払委託者報酬 | 108,741,771 | 53,793,220 |
| その他未払費用 | 2,633,797 | 1,218,462 |
| 流動負債合計 | 200,696,866 | 116,980,293 |
| 負債合計 | | |
| | 200,696,866 | 116,980,293 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 16,168,433,151 | 10,870,296,823 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 4,207,795,565 | 3,692,457,716 |
| 元本等合計 | 11,960,637,586 | 7,177,839,107 |
| 純資産合計 | | |
| | 11,960,637,586 | 7,177,839,107 |
| 負債純資産合計 | | |
| | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |

2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 | | 第2期 | |
|---|----------------------------|--|----------------------------|--|
| | 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | | 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | 139,076,941 | | 92,486,825 | |
| 受取利息 | 5,024,815 | | 768,607 | |
| 有価証券売買等損益 | 4,530,620,809 | | 1,925,680,601 | |
| その他収益 | 35 | | 2,948 | |
| 営業収益合計 | 4,386,519,018 | | 1,832,422,221 | |
| 営業費用 | | | | |
| 受託者報酬 | 11,128,179 | | 5,478,175 | |
| 委託者報酬 | 254,358,171 | | 125,215,285 | |
| その他費用 | 9,113,602 | | 2,230,269 | |
| 営業費用合計 | 274,599,952 | | 132,923,729 | |
| 営業利益又は営業損失() | 4,661,118,970 | | 1,965,345,950 | |
| 経常利益又は経常損失() | 4,661,118,970 | | 1,965,345,950 | |
| 当期純利益又は当期純損失() | 4,661,118,970 | | 1,965,345,950 | |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 492,276,746 | | 1,120,818,898 | |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - | | 4,207,795,565 | |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,985,069 | | 1,473,093,017 | |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,985,069 | | 1,473,093,017 | |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,938,410 | | 113,228,116 | |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,938,410 | | 113,228,116 | |
| 分配金 | - | | - | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 4,207,795,565 | | 3,692,457,716 | |

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第1期 | | 第2期 | |
|----|----------------------------|--|----------------------------|--|
| | 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | | 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 | |
| | | | | |

| | | |
|-----------------|---|----------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、取引所が発表する基準値段、又は気配相場に基づいて評価しております。 | 株式 同左 |
|-----------------|---|----------|

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

該当事項はありません。

(2)受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4)譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5)受益証券の不発行

委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6)受益権の譲渡

受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。

上記の申請があった場合、上記の振替機関等は、譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に、社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分

割できるものとします。

(9)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とします。）に支払います。

(10)質権口記載または記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後記の「第三部 ファンドの詳細情報」について、投資信託説明書（交付目論見書）とは別に、その内容を記した書面を投資信託説明書（請求目論見書）（以下「請求目論見書」といいます。）として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。また、請求目論見書の記載内容はEDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

「Electronic Disclosure for Investors' Network」の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。受益者は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、請求目論見書の記載事項は下記のとおりです

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成19年7月31日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、積立投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

(2) 申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金支払いコース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(3) 申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

(4) 申込価額

取得の申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

(5) 申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の基準価額に、販売会社が定める3.15%（税抜3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

「分配金再投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

「分配金支払いコース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

(7)取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1)換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2)換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(3)換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時まで、換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

(4)換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の基準価額とします。

(5)換金（解約）手数料

ありません。

(6)信託財産留保額

ありません。

(7) 解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して4営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

(8) 解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(9) 解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(10) 償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「新興成長」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先



主な投資資産の評価方法の概要

| 投資資産 | 評価方法 |
|------|------------------------------|
| 株式 | 原則として、金融商品取引所における最終相場で評価します。 |

(2)【保管】

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、平成19年7月31日から平成29年7月30日までとします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年7月31日から翌年7月30日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還

a . 信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、前イ．の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ハ．前ロ．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
- ニ．前ハ．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記イ．の信託契約の解約を行いません。
- ホ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ヘ．上記ハ．からホ．までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ハ．に規定する一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b．信託契約に関する監督官庁の命令
- 委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定に従います。
- c．委託会社の登録取消等
- 委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- d．受託会社の辞任および解任
- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ファンド資産の保管

a．信託業務の委託

- イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に

定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ．受託会社は、前イ．に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前イ．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ．前イ．およびロ．にかかわらず、受託会社は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限りま

- す。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
- ・投資信託財産の保存にかかる業務
- ・投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみ指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- ・受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

b．混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金などについて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

c．投資信託財産の登記等および記載等の留保等

イ．信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ．前イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

ハ．投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

ニ．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。

信託約款の変更

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと

きは受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 前 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下回らないものとします。
- d. 前 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求

委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更(その内容が重大なもの)を行う場合において、受益者は所定の期間内(1カ月を下回らないものとします。)に委託会社に対して異議を述べることができます。

この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)に基づき、受益権の募集の取り扱いなどを行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に支払います。

前 の規定にかかわらず、「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。当該取得申し込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(3)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

(4)反対者の買取請求権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 繰上償還 a . 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約、または「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。

所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(5)受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、第1期計算期間(平成19年7月31日から平成20年7月30日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しており、第2期計算期間(平成20年7月31日から平成21年7月30日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。ただし、第2期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年内閣府令第35号)の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成19年7月31日から平成20年7月30日まで)及び第2期計算期間(平成20年7月31日から平成21年7月30日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

インベスコ・ニッポン新興成長株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1期 (平成20年7月30日現在) | 第2期 (平成21年7月30日現在) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 448,649 |
| コール・ローン | 419,424,982 | 289,977,508 |
| 株式 | 11,325,493,200 | 6,883,272,800 |
| 未収入金 | 402,702,924 | 113,017,246 |
| 未収配当金 | 13,708,750 | 8,102,800 |
| 未収利息 | 4,596 | 397 |
| 流動資産合計 | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |
| 資産合計 | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 81,625,543 | 46,164,872 |
| 未払解約金 | 2,938,300 | 13,450,282 |
| 未払受託者報酬 | 4,757,455 | 2,353,457 |
| 未払委託者報酬 | 108,741,771 | 53,793,220 |
| その他未払費用 | 2,633,797 | 1,218,462 |
| 流動負債合計 | 200,696,866 | 116,980,293 |
| 負債合計 | 200,696,866 | 116,980,293 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 16,168,433,151 | 10,870,296,823 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 4,207,795,565 | 3,692,457,716 |
| 元本等合計 | 11,960,637,586 | 7,177,839,107 |
| 純資産合計 | 11,960,637,586 | 7,177,839,107 |
| 負債純資産合計 | 12,161,334,452 | 7,294,819,400 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | 第2期 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 139,076,941 | 92,486,825 |
| 受取利息 | 5,024,815 | 768,607 |
| 有価証券売買等損益 | 4,530,620,809 | 1,925,680,601 |
| その他収益 | 35 | 2,948 |
| 営業収益合計 | 4,386,519,018 | 1,832,422,221 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 11,128,179 | 5,478,175 |
| 委託者報酬 | 254,358,171 | 125,215,285 |
| その他費用 | 9,113,602 | 2,230,269 |
| 営業費用合計 | 274,599,952 | 132,923,729 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 4,661,118,970 | 1,965,345,950 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 4,661,118,970 | 1,965,345,950 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 4,661,118,970 | 1,965,345,950 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 492,276,746 | 1,120,818,898 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - | 4,207,795,565 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,985,069 | 1,473,093,017 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 4,985,069 | 1,473,093,017 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,938,410 | 113,228,116 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 43,938,410 | 113,228,116 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 4,207,795,565 | 3,692,457,716 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 1 期 | 第 2 期 |
|-----------------|---|----------------------------------|
| | 自 平成19年 7 月31日 至 平成20年 7 月30日 | 自 平成20年 7 月31日 至 平成21年 7 月30日 |
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、取引所が発表する基準値段、又は気配相場に基づいて評価しております。 | 株式 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第 1 期 (平成20年 7 月30日現在) | | 第 2 期 (平成21年 7 月30日現在) | |
|---|-----------------|---|-----------------|
| 1. 期首元本額 | 17,603,929,515円 | 1. 期首元本額 | 16,168,433,151円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,134,965,254円 | 期中追加設定元本額 | 330,836,260円 |
| 期中解約元本額 | 3,570,461,618円 | 期中解約元本額 | 5,628,972,588円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 16,168,433,151口 | 2. 計算期間末日における受益権の総数 | 10,870,296,823口 |
| 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,207,795,565円であります。 | | 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,692,457,716円であります。 | |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | 第2期 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 |
|--|--|
| 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(94,280円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は94,280円(1万口当たり0.05円)のため分配を行っておりません。 | 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(63,393円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は63,393円(1万口当たり0.05円)のため分配を行っておりません。 |

(有価証券に関する注記)

第1期(平成20年7月30日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|----------------|-------------------|
| 株式 | 11,325,493,200 | 1,326,869,966 |
| 合計 | 11,325,493,200 | 1,326,869,966 |

第2期(平成21年7月30日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

| 種類 | 貸借対照表計上額 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|---------------|-------------------|
| 株式 | 6,883,272,800 | 1,060,403,276 |
| 合計 | 6,883,272,800 | 1,060,403,276 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第1期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | 第2期 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第1期 自平成19年7月31日 至平成20年7月30日 | 第2期 自平成20年7月31日 至平成21年7月30日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 第1期 (平成20年7月30日現在) | 第2期 (平成21年7月30日現在) |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 0.7398円 (1万口当たり純資産額 7,398円) | 1口当たり純資産額 0.6603円 (1万口当たり純資産額 6,603円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

(平成21年7月30日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額(円) | | 備考 |
|---------|-------------|----------|-------------|-------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本円 | 寿スピリッツ | 18,500 | 1,228.00 | 22,718,000 | |
| | 田中化学研究所 | 143,800 | 1,710.00 | 245,898,000 | |
| | ステラ ケミファ | 49,800 | 3,350.00 | 166,830,000 | |
| | 中国塗料 | 115,000 | 642.00 | 73,830,000 | |
| | エフピコ | 43,400 | 4,270.00 | 185,318,000 | |
| | ツムラ | 18,400 | 3,040.00 | 55,936,000 | |
| | 日医工 | 64,300 | 3,160.00 | 203,188,000 | |
| | 大幸薬品 | 103,500 | 2,300.00 | 238,050,000 | |
| | S E Cカーボン | 109,000 | 683.00 | 74,447,000 | |
| | 古河機械金属 | 407,000 | 124.00 | 50,468,000 | |
| | トーカロ | 111,300 | 1,643.00 | 182,865,900 | |
| | ヒラノテクシード | 171,000 | 946.00 | 161,766,000 | |
| | 井上金属工業 | 118,000 | 484.00 | 57,112,000 | |
| | エヌ・ピー・シー | 35,300 | 4,840.00 | 170,852,000 | |
| | 帝国電機製作所 | 47,700 | 2,125.00 | 101,362,500 | |
| | マースエンジニアリング | 82,200 | 2,905.00 | 238,791,000 | |
| | 岡野バルブ製造 | 96,000 | 815.00 | 78,240,000 | |
| | 東洋電機製造 | 305,000 | 802.00 | 244,610,000 | |
| | 第一精工 | 81,400 | 2,470.00 | 201,058,000 | |
| | ワコム | 983 | 195,700.00 | 192,373,100 | |
| | アルバック | 31,700 | 2,550.00 | 80,835,000 | |
| | ザインエレクトロニクス | 854 | 247,000.00 | 210,938,000 | |
| | 日本マイクロニクス | 125,600 | 1,704.00 | 214,022,400 | |
| | 指月電機製作所 | 78,000 | 454.00 | 35,412,000 | |
| | ユニプレス | 132,200 | 1,174.00 | 155,202,800 | |
| | 武蔵精密工業 | 105,000 | 1,873.00 | 196,665,000 | |
| | 日信工業 | 99,200 | 1,365.00 | 135,408,000 | |
| 朝日インテック | 116,400 | 1,000.00 | 116,400,000 | | |

| | | | |
|------------------|-----------|------------|---------------|
| フルヤ金属 | 16,000 | 8,050.00 | 128,800,000 |
| 新和海運 | 162,000 | 253.00 | 40,986,000 |
| データホライゾン | 36,300 | 4,180.00 | 151,734,000 |
| グリー | 34,600 | 7,660.00 | 265,036,000 |
| SBIベリトランス | 1,828 | 55,700.00 | 101,819,600 |
| プロトコーポレーション | 32,400 | 2,700.00 | 87,480,000 |
| イー・アクセス | 1,944 | 73,600.00 | 143,078,400 |
| エムティーアイ | 500 | 213,900.00 | 106,950,000 |
| JPHホールディングス | 274,000 | 1,440.00 | 394,560,000 |
| 日本マクドナルドホールディングス | 19,900 | 1,730.00 | 34,427,000 |
| あさひ | 55,700 | 3,140.00 | 174,898,000 |
| トリドール | 318 | 189,000.00 | 60,102,000 |
| SBIホールディングス | 3,950 | 18,390.00 | 72,640,500 |
| 日本M&Aセンター | 386 | 350,000.00 | 135,100,000 |
| エス・エム・エス | 125 | 546,000.00 | 68,250,000 |
| カカクコム | 640 | 378,000.00 | 241,920,000 |
| 新日本科学 | 128,000 | 327.00 | 41,856,000 |
| ソネット・エムスリー | 206 | 331,000.00 | 68,186,000 |
| アウトソーシング | 2,017 | 56,200.00 | 113,355,400 |
| フュートレック | 100 | 230,000.00 | 23,000,000 |
| 楽天 | 5,531 | 61,200.00 | 338,497,200 |
| 合計 | 3,586,982 | | 6,883,272,800 |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成21年8月31日現在)

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 7,944,389,253 円 |
| 負債総額 | 123,088,030 円 |
| 純資産総額(-) | 7,821,301,223 円 |
| 発行済口数 | 10,552,791,061 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7412 円 |

第5【設定及び解約の実績】

| | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) |
|---------|----------------|---------------|
| 第1期計算期間 | 19,738,894,769 | 3,570,461,618 |
| 第2期計算期間 | 330,836,260 | 5,628,972,588 |

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在

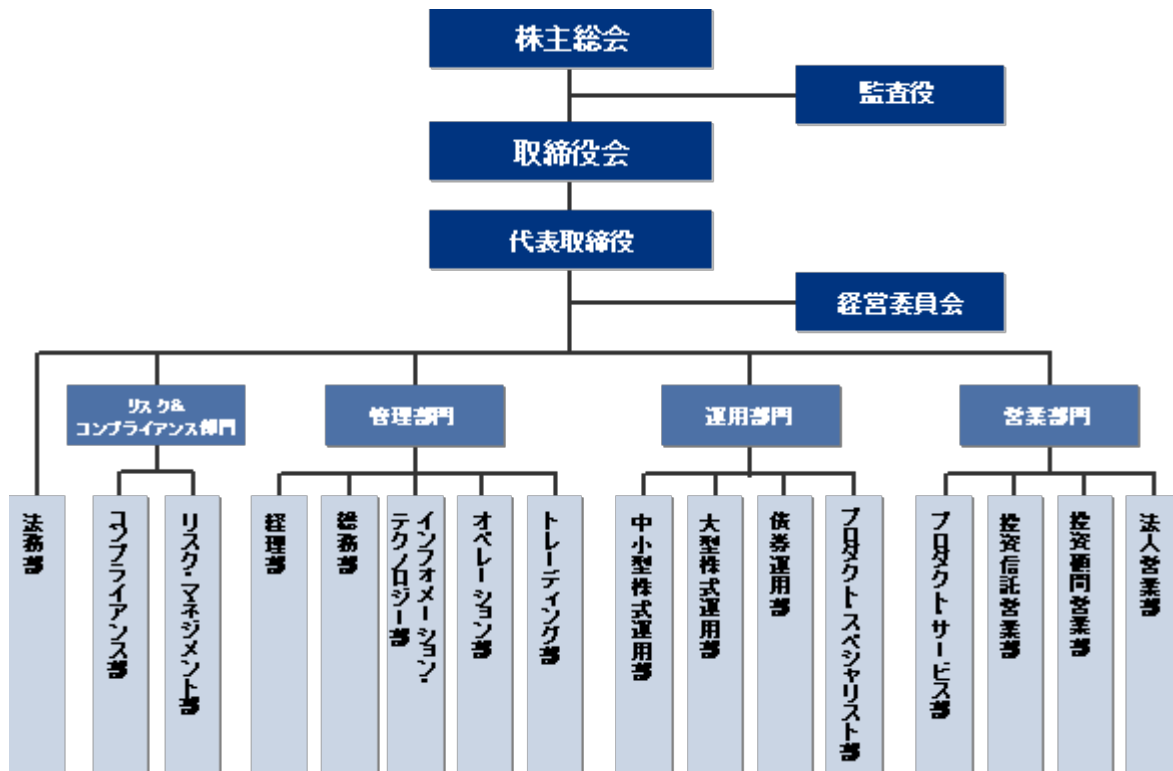
| | |
|----------|-----------|
| 資本金 | 480,000千円 |
| 発行可能株式総数 | 56,400株 |
| 発行済株式総数 | 9,600株 |

直近5カ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

投資に関する意思決定プロセス

| | |
|----------|---|
| 運用哲学 | 市場における非効率性は残存し、各運用部での調査・分析の深化と相互の有機的な情報共有を通じて、運用資産全体の運用精度を高めることにより、超過収益の獲得が可能であると考えております。 |
| Plan（計画） | アセット・アロケーション、債券および株式の基本的な運用方針は、投資戦略会議において決定されます。 投資戦略会議では、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、包括的な判断を行います。 |
| Do（実行） | 各運用部は、投資戦略会議で決定された運用方針のもと、以下の意思決定プロセスを経てポートフォリオを構築します。 株式運用は、企業の成長性、構造変化に着目し、コーポレート・リサーチを重視したボトム・アップ運用を行っています。ファンドマネジャーは、アナリストを兼務しています。経営者とのミーティングや会社訪問などを通じて情報を収集、企業の成長性・バリュエーションなどを判断し、運用ガイドラインおよび運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。 アセット・アロケーションおよび債券運用は、トップ・ダウンを基本としつつ、ボトム・アップ情報も考慮して運用を行っています。海外拠点のグローバルな情報を取り込み、運用ガイドラインおよび運用方針に従って、ポートフォリオを構築します。 |
| See（検証） | リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会(RMC)およびその分会として運用リスク管理委員会(IRMC)が整備されています。運用リスク管理委員会は、定量的なリスク計測結果をもとに運用の適切性を管理します。 また、運用部門から独立したリスク&コンプライアンス部門が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。 |

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社が運用の指図を行っている公募投資信託は、以下のとおりです。

(平成21年8月31日現在)

| 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額(単位：百万円) |
|------------|-------|---------------|
| 追加型株式投資信託 | 22 | 131,842 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 4,754 |
| 合計 | 23 | 136,596 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目 | 期別 | 第18期 (平成20年3月31日現在) | | | 第19期 (平成21年3月31日現在) | | |
|----------|----|------------------------|-----------|-------|------------------------|-----------|-------|
| | | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | | % | | | % |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 現金 | | | 200 | | | - | |
| 預金 | | | 3,207,259 | | | 2,087,049 | |
| 前払費用 | | | 65,425 | | | 54,169 | |
| 未収入金 | | | 85,366 | | | 61,139 | |
| 未収委託者報酬 | | | 635,524 | | | 247,193 | |
| 未収投資顧問料 | | | 67,602 | | | 60,583 | |
| 未収還付法人税等 | | | - | | | 271,185 | |
| 繰延税金資産 | | | 120,385 | | | - | |
| その他の流動資産 | | | 20,593 | | | 62,449 | |
| 流動資産計 | | | 4,202,354 | 89.9 | | 2,843,771 | 87.1 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 有形固定資産 | | | | | | | |
| 建物 | | 118,735 | | | 105,475 | | |
| 器具備品 | | 28,831 | 147,566 | 3.2 | 19,079 | 124,554 | 3.8 |
| 無形固定資産 | | | | | | | |
| ソフトウェア | | 9,944 | | | 11,346 | | |
| 電話加入権 | | 3,972 | 13,916 | 0.3 | 3,972 | 15,318 | 0.5 |
| 投資その他の資産 | | | | | | | |
| 投資有価証券 | | | - | | 161 | | |
| 差入保証金 | | 292,832 | | | 267,531 | | |
| 従業員長期貸付金 | | 2,780 | | | - | | |
| その他の投資 | | 13,308 | 308,920 | 6.6 | 14,050 | 281,743 | 8.6 |
| 固定資産計 | | | 470,402 | 10.1 | | 421,616 | 12.9 |
| 資産合計 | | | 4,672,756 | 100.0 | | 3,265,387 | 100.0 |

（単位：千円）

| 科目 | 第18期 （平成20年3月31日現在） | | | 第19期 （平成21年3月31日現在） | | |
|-----------|------------------------|-----------|-------|------------------------|-----------|-------|
| | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| | | | % | | | % |
| （負債の部） | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | | 102,695 | | | 37,722 | |
| 未払金 | | | | | | |
| 未払収益分配金 | 5,153 | | | 2,861 | | |
| 未払償還金 | 55,473 | | | 59,815 | | |
| 未払手数料 | 271,595 | | | 102,324 | | |
| その他の未払金 | 77,555 | 409,775 | | 90,895 | 255,897 | |
| 未払費用 | | 175,705 | | | 108,391 | |
| 未払法人税等 | | 187,274 | | | 12,655 | |
| 未払消費税等 | | 32,857 | | | - | |
| 賞与引当金 | | 168,722 | | | 103,368 | |
| その他の流動負債 | | 129 | | | 100 | |
| 流動負債計 | | 1,077,158 | 23.1 | | 518,135 | 15.9 |
| 固定負債 | | | | | | |
| 退職給付引当金 | | 283,825 | | | 331,230 | |
| 役員退職慰労引当金 | | 25,531 | | | 31,958 | |
| 固定負債計 | | 309,356 | 6.6 | | 363,188 | 11.1 |
| 負債合計 | | 1,386,514 | 29.7 | | 881,324 | 27.0 |
| （純資産の部） | | | | | | |
| 資本金 | | 480,000 | 10.3 | | 480,000 | 14.7 |
| 資本剰余金 | | | | | | |
| 資本準備金 | 114,579 | | | 114,578 | | |
| その他資本剰余金 | | | | | | |
| 資本金減少差益 | 117,811 | | | 117,810 | | |
| 資本剰余金合計 | | 232,390 | 5.0 | | 232,389 | 7.1 |
| 利益剰余金 | | | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 2,573,853 | | | 1,671,674 | | |
| 利益剰余金合計 | | 2,573,853 | 55.1 | | 1,671,674 | 51.2 |
| 株式資本合計 | | 3,286,242 | 70.3 | | 2,384,063 | 73.0 |
| 純資産合計 | | 3,286,242 | 70.3 | | 2,384,063 | 73.0 |
| 負債・純資産合計 | | 4,672,756 | 100.0 | | 3,265,387 | 100.0 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | |
|---------------|-------------------------------------|-----------|-------|-------------------------------------|-----------|-------|
| | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 営業収益 | | | % | | | % |
| 委託者報酬 | | 3,131,490 | | | 1,910,840 | |
| 投資顧問料 | | 2,064,996 | | | 1,314,672 | |
| 付随業務収入 | | 1,431,312 | | | 542,622 | |
| 営業収益計 | | 6,627,798 | 100.0 | | 3,768,134 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | |
| 支払手数料 | | 1,133,797 | | | 667,716 | |
| 広告宣伝費 | | 118,598 | | | 76,530 | |
| 公告費 | | 1,263 | | | 935 | |
| 調査費 | | | | | | |
| 調査費 | 97,719 | | | 131,857 | | |
| 委託調査費 | 693,791 | | | 476,675 | | |
| 図書費 | 3,320 | 794,830 | | 2,857 | 611,390 | |
| 委託計算費 | | 152,823 | | | 122,901 | |
| 営業雑経費 | | | | | | |
| 通信費 | 28,773 | | | 23,934 | | |
| 印刷費 | 98,749 | | | 64,995 | | |
| 協会費 | 8,291 | | | 7,184 | | |
| その他営業雑経費 | 30,119 | 165,933 | | 22,770 | 118,883 | |
| 営業費用計 | | 2,367,244 | 35.7 | | 1,598,357 | 42.4 |
| 一般管理費 | | | | | | |
| 給料 | | | | | | |
| 役員報酬 | 258,708 | | | 197,007 | | |
| 給料・手当 | 1,140,765 | | | 1,172,891 | | |
| 賞与 | 502,669 | 1,902,142 | | 413,093 | 1,782,992 | |
| 退職金 | | 8,941 | | | 2,960 | |
| 交際費 | | 24,423 | | | 13,559 | |
| 寄付金 | | 4,700 | | | 4,745 | |
| 旅費交通費 | | 108,787 | | | 41,395 | |
| 租税公課 | | 21,978 | | | 18,491 | |
| 不動産賃借料 | | 231,020 | | | 266,112 | |
| 退職給付費用 | | 93,658 | | | 94,560 | |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 6,067 | | | 6,247 | |
| 賞与引当金繰入 | | 168,722 | | | 103,368 | |
| 減価償却費 | | 32,807 | | | 27,132 | |
| 福利厚生費 | | 184,994 | | | 155,752 | |
| 諸経費 | | 431,411 | | | 376,741 | |
| 一般管理費計 | | 3,219,651 | 48.6 | | 2,894,059 | 76.8 |
| 営業利益又は営業損失() | | 1,040,904 | 15.7 | | 724,282 | 19.2 |

(単位：千円)

| 科目 | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | | | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | | |
|-----------------------|-------------------------------------|-----------|------|-------------------------------------|---------|------|
| | 内訳 | 金額 | 構成比 | 内訳 | 金額 | 構成比 |
| 営業外収益 | | | % | | | % |
| 受取利息 | | 7,011 | | | 6,892 | |
| 有価証券利息 | | 150 | | | 278 | |
| 未払分配金等償還益 | | 3,645 | | | 989 | |
| 為替換算差益 | | 19,001 | | | 9,547 | |
| 雑益 | | 2,915 | | | 5,175 | |
| 営業外収益計 | | 32,722 | 0.5 | | 22,883 | 0.6 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 支払利息 | | - | | | 61 | |
| 有価証券売却損 | | 4,852 | | | - | |
| 雑損 | | 4,515 | | | 5,695 | |
| 営業外費用計 | | 9,368 | 0.1 | | 5,757 | 0.2 |
| 経常利益又は経常損失() | | 1,064,259 | 16.1 | | 707,156 | 18.8 |
| 特別利益 | | | | | | |
| 前期損益修正益 | | - | | | 58,439 | |
| 特別利益計 | | - | 0.0 | | 58,439 | 1.6 |
| 特別損失 | | | | | | |
| 特別退職金 | | - | | | 54,436 | |
| 固定資産除却損 | | 1,734 | | | 33 | |
| 投資有価証券評価損 | | - | | | 338 | |
| 特別損失計 | | 1,734 | 0.0 | | 54,808 | 1.5 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | | 1,062,524 | 16.0 | | 703,526 | 18.7 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 528,078 | | | 24,796 | |
| 法人税等追徴税額 | | - | | | 53,470 | |
| 法人税等調整額 | | 19,052 | | | 120,385 | |
| 法人税等計 | | 547,130 | 8.3 | | 198,652 | 5.3 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 515,395 | 7.8 | | 902,178 | 23.9 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 期別 | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---------------------|----|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | | 480,000 | 480,000 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | - | - |
| 当期末残高 | | 480,000 | 480,000 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | | 114,579 | 114,578 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | - | - |
| 当期末残高 | | 114,579 | 114,578 |
| その他資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | | 117,811 | 117,810 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | - | - |
| 当期末残高 | | 117,811 | 117,810 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | | 232,390 | 232,389 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | - | - |
| 当期末残高 | | 232,390 | 232,389 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | | 2,058,457 | 2,573,852 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 515,395 | 902,178 |
| 当期変動額合計 | | | |
| 当期末残高 | | 2,573,853 | 1,671,674 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | | 2,058,457 | 2,573,852 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 515,395 | 902,178 |
| 当期変動額合計 | | | |
| 当期末残高 | | 2,573,853 | 1,671,674 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | | 2,770,847 | 3,286,242 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 515,395 | 902,178 |
| 当期変動額合計 | | | |
| 当期末残高 | | 3,286,242 | 2,384,063 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | | 19 | - |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | 19 | - |
| 当期変動額合計 | | | |
| 当期末残高 | | - | - |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | | 19 | - |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | 19 | - |
| 当期変動額合計 | | | |
| 当期末残高 | | - | - |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | | 2,770,866 | 3,286,242 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 515,395 | 902,178 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | 19 | - |

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 当期変動額合計 | 515,376 | 902,178 |
| 当期末残高 | 3,286,242 | 2,384,063 |
| | | |

重要な会計方針

| | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|--------------------|--|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> | <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p> |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益の影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微でありました。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> |

| | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|----------------------------|---|--|
| | | (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。 | (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 |
| 4. リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | ——— |
| 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 | 消費税の会計処理 同左 |

会計処理方法の変更

| 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------------------------------|---|
| _____ | <p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> |

表示方法の変更

| 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|-------------------------------------|---|
| _____ | <p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。</p> <p>(損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p> |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第18期 (平成20年3月31日現在) | | 第19期 (平成21年3月31日現在) | |
|------------------------|---------------|------------------------|---------------|
| 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 | | 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 | |
| 建物 | 31,745 千円 | 建物 | 45,004 千円 |
| 器具備品 | <u>49,517</u> | 器具備品 | <u>58,603</u> |
| 計 | 81,262 | 計 | 103,607 |

（損益計算書関係）

| 第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日) | 第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日) |
|---|---|
| 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。 | 固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であり ます。 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|--------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,600 | - | - | 9,600 |

当事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|--------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 9,600 | - | - | 9,600 |

(リース取引関係)

| 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---|--|
| リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 | リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側) |
| (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 | (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 |
| 有形固定資産 器具備品 | 有形固定資産 器具備品 |
| 取得価額相当額 54,590 千円 | 取得価額相当額 54,590 千円 |
| 減価償却累計額相当額 <u>21,836</u> | 減価償却累計額相当額 <u>32,754</u> |
| 期末残高相当額 32,754 | 期末残高相当額 21,836 |
| 無形固定資産 ソフトウェア | 無形固定資産 ソフトウェア |
| 取得価額相当額 18,145 千円 | 取得価額相当額 18,145 千円 |
| 減価償却累計額相当額 <u>12,701</u> | 減価償却累計額相当額 <u>16,330</u> |
| 期末残高相当額 5,444 | 期末残高相当額 1,815 |
| 合計 | 合計 |
| 取得価額相当額 72,735 | 取得価額相当額 72,735 |
| 減価償却累計額相当額 <u>34,537</u> | 減価償却累計額相当額 <u>49,084</u> |
| 期末残高相当額 38,198 | 期末残高相当額 23,650 |
| (2) 未経過リース料期末残高相当額 | (2) 未経過リース料期末残高相当額 |
| 1年内 14,792 千円 | 1年内 13,291 千円 |
| 1年超 <u>24,958</u> | 1年超 <u>11,665</u> |
| 合計 39,750 | 合計 24,957 |
| (3) 支払リース料及び減価償却費相当額 | (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 |
| 支払リース料 15,960千円 | 支払リース料 13,920千円 |
| 減価償却費相当額 14,547千円 | 減価償却費相当額 12,732千円 |
| 支払利息相当額 1,708千円 | 支払利息相当額 1,048千円 |
| (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 | (4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法 |
| 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | 同左 |
| 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。 | 同左 |
| (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。 | (減損損失について) 同左 |

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

| 区分 | 第18期 | | | 第19期 | | |
|------------------------|------------------------------------|--------------------------|------------|------------------------------------|--------------------------|------------|
| | （平成20年3月31日現在） | | | （平成21年3月31日現在） | | |
| | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 貸借対照表日 における時価 (千円) | 差額 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 貸借対照表日 における時価 (千円) | 差額 (千円) |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えるもの | 25,000 | 25,465 | 465 | - | - | - |
| 時価が貸借対照表計上額 を超えないもの | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 25,000 | 25,465 | 465 | - | - | - |

2. その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 第18期 | | | 第19期 | | |
|--------------------------|----------------|------------------------------------|------------|----------------|------------------------------------|------------|
| | （平成20年3月31日現在） | | | （平成21年3月31日現在） | | |
| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの | | | | | | |
| 株式 | - | - | - | - | - | - |
| 債券 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 小計 | - | - | - | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの | | | | | | |
| 株式 | - | - | - | 161 | 161 | - |
| 債券 | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - |
| 小計 | - | - | - | 161 | 161 | - |
| 合計 | - | - | - | 161 | 161 | - |

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

| 区分 | 売却原価 （千円） | 売却額 （千円） | 売却損益 （千円） | 売却の理由 |
|----|--------------|-------------|--------------|-----------------------|
| 国債 | 25,000 | 25,199 | 199 | 営業保証金供託の義務が 無くなった為 |
| 合計 | 25,000 | 25,199 | 199 | - |

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----|------|---------|----------|------|
| 債券 | | | | |
| 国債 | - | 25,000 | - | - |
| 計 | - | 25,000 | - | - |

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

| <p style="text-align: center;">第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)</p> | <p style="text-align: center;">第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)</p> |
|--|--|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p> |

(税効果会計関係)

| 第18期 (平成 20年 3月 31日) | 第19期 (平成 21年 3月 31日) |
|--|---|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| (単位：千円) | (単位：千円) |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 退職給付引当金超過額 | 退職給付引当金超過額 |
| 115,488 | 134,777 |
| 役員退職給付引当金超過額 | 役員退職給付引当金超過額 |
| 10,389 | 13,004 |
| 未払賞与 | 未払賞与 |
| 68,653 | 42,060 |
| 未払事業税 | 未払費用 |
| 16,908 | 37,800 |
| 未払費用 | 株式報酬費用加算 |
| 32,773 | 42,846 |
| その他 | 繰越欠損金 |
| 14,171 | 248,836 |
| 繰越税金資産小計 | その他 |
| 258,382 | 17,810 |
| 評価性引当金 | 繰越税金資産小計 |
| 137,996 | 537,133 |
| 繰延税金資産合計 | 評価性引当金 |
| 120,385 | 537,133 |
| | 繰延税金資産合計 |
| | - |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 |
| (単位：%) | |
| 法定実行税率 | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。 |
| 40.69 | |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に参入されない項目 | |
| 6.44 | |
| 住民税均等割等 | |
| 0.22 | |
| 評価性引当金 | |
| 3.18 | |
| その他 | |
| 0.96 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | |
| 51.49 | |

(関連当事者との取引)

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 |
|-----|------------------------------|---------------------------------|--------------|---------------|------------------------|------------|------------|------------|----------|--------|----------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親会社 | Invesco Asset Management Ltd | Finsbury Square London UK | 120,054千英ポンド | 投資顧問会社 | (被所有)直接 100.00 | - | 投資顧問 | 受取投資顧問料 | 60,946 | その他未払金 | 16,103 |
| | | | | | | | 支払投資顧問料 | 217,840 | | | |
| | Invesco UK Ltd | Finsbury Square London UK | 75,563千英ポンド | 持株会社 | (被所有)間接 100.00 | - | グループ会社管理 | グループ会社管理費用 | 57,529 | その他未払金 | 3,947 |

(2)兄弟会社等

(単位：千円)

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有(被所有) 割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 |
|---------|---------------------------------------|---|--------------|---------------|------------------------|------------|------------|----------|----------|--------|----------|
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上 の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | Invesco Asset Management Ireland Ltd | Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland | 515千米ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 受取投資顧問料 | 313,673 | 未収入金 | 10,421 |
| 親会社の子会社 | Invesco Institutional (N.A) Inc | One Midtown Plaza 1360 Peachtree Street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A | 699,289千米ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 支払投資顧問料 | 28,198 | 預り金 | 64,176 |
| | | | | | | | | 人件費 | 65,775 | その他未払金 | 4,810 |
| 親会社の子会社 | Invesco Senior Secured Management Inc | 1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A | 1千米ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 受取付随業務収入 | 471,976 | 未収入金 | 29,667 |
| | | | | | | | | 支払投資顧問料 | 30,376 | | |
| 親会社の子会社 | Invesco Management SA | 10 rue Henri Schnadt Luxembourg | 3,840千米ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 受取投資顧問料 | 533,842 | 未収入金 | 22,280 |
| 親会社の子会社 | Investment Fund Administrators Ltd. | Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland | 360千米ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 受取投資顧問料 | 226,759 | 未収入金 | 9,615 |
| 親会社の子会社 | Invesco Hong Kong Limited | 32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong | 201,173千香港ドル | 投資顧問会社 | - | - | 投資顧問 | 受取付随業務収入 | 870,150 | 未収入金 | 971 |

(注) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|------------------------------|---|------------------|---------------|---------------------------|---------------|-------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社 | INVESCO Asset Management Ltd | Finsbury Square , London , UK | 120,054千 英ポンド | 投資顧問 会社 | (被所有) 直接 100.00 | 投資顧問 | 受取投資 顧問料 | 8,988 | 未収入金 | 320 |
| | | | | | | | 支払投資 顧問料 | 197,686 | その他 未払金 | 14,588 |

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|---------------------------------------|---|--------------|---------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社の子会社 | INVESCO Senior Secured Management Inc | 1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A | 1千 米ドル | 投資顧問 会社 | なし | 投資顧問 | 受取 付随業務収入 | 438,184 | 未収入金 | 23,886 |
| | | | | | | | 支払投資 顧問料 | 26,855 | その他 未払金 | 2,045 |

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd (非上場)

INVESCO UK Ltd (非上場、持株会社)

INVESCO Ltd. (ニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|---|--|
| 1株当たり純資産額 342,316円90銭 | 1株当たり純資産額 248,339円98銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭 | 1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。 |

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()の算定上の基礎

| | 第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) | 第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) |
|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益又は 当期純損失()(千円) | 515,395 | 902,178 |
| 普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円) | 515,395 | 902,178 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 期中平均株式数(株) | 9,600 | 9,600 |

(重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の規定により、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他重要事項

訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | 資本金の額 (平成21年3月31日現在) | 事業の内容 |
|------------|-------------------------|--|
| 住友信託銀行株式会社 | 287,537百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成21年3月31日現在) | 事業の内容 |
|----------|-------------------------|---------------------------------|
| 大和証券株式会社 | 100,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

| | |
|--------|---|
| 名称 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 |
| 資本金 | 51,000百万円(平成21年3月31日現在) |
| 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託の目的 | 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。 |

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

金融商品取引法第13条に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、同条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。

交付目論見書に、当ファンドの信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。また、ファンドの概要を独立して販売用資料として使用することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、申し込みに関する事項などを記載することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載します。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙の裏面に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

インベスコ・ニッポン新興成長株ファンドは、株式などの値動きのある有価証券などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

「投資信託説明書（目論見書）」に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」は電子媒体としてインターネットなどに掲載されることがあります。

「投資信託説明書（交付目論見書）」に用語解説を添付します。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月17日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ・ニッポン新興成長株ファンドの平成19年7月31日から平成20年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・ニッポン新興成長株ファンドの平成20年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本監査法人**代表社員 公認会計士 松村 直季
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ・ニッポン新興成長株ファンドの平成20年7月31日から平成21年7月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・ニッポン新興成長株ファンドの平成21年7月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 松村 直季 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 三浦 昇 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。